工業標準の制定等に係る申出書

　　　 平成　年　月　日

　　主務大臣あて

　　　　　　　住　所

　　　　　 　　申出人の氏名又は名称

　　　　　 　　及び団体にあってはそ

　　　　　 　　の代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　申出人識別番号

　工業標準化法第１２条第１項（工業標準化法第１４条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記によって、申出をします。

記

　制定しようとする工業標準の名称、又は改正若しくは廃止しようとする日本工業規格の番号及び名称、並びに制定、改正又は廃止の別

注意事項

　1. 日本工業規格(JIS)の廃止の申出をするときは、その廃止しようとする日本工業規格(J I S)を原案とみなしますので、原案のe-ＪＩＳＣへのアップロードの必要はありません。

　2. 工業標準案に解説を添えることは、必須ではありません。

　3. 工業標準の制定又は改正を申し出る場合、必ず「日本工業規格制定／改正原案及び同規格に係る著作権の扱いに関する確認書」を郵送等で提出してください。

　4. 工業標準の制定又は改正を申し出る場合、必要に応じて「日本工業規格制定・改正等に関する特許権権の扱いに係る声明書」を郵送等で提出してください。

　5. 工業標準の制定又は改正を申し出る場合、必ず「原案作成委員に関する個人情報の保護について」をe-ＪＩＳＣへのアップロード等で提出してください。

　6. 「特定標準化機関（ＣＳＢ）制度実施要領」によるＣＳＢとして確認を受けることを希望する場合、ＣＳＢ要件等への適合性が確認できる書類として、以下の書類を郵送等で提出してください。

①ＣＳＢとして運用するための諸規程（団体等のＣＳＢに係る担当者・責任関係を明示した書類を含む。

　また、複数の団体等が原案作成委員会を運営する場合は、それぞれの団体等の責任分担等を明示した書類が含まれていること。）

②工業標準案作成の手順書

③工業標準案作成の実績

④原案作成委員会の運用基準

⑤団体等の中でのＣＳＢの位置付けを示した書類(組織法を採用している場合)

⑥ＣＳＢとして確認を受けることを希望する団体等と原案作成委員会との関係を示した書類（規格委員会法を採用している場合）

7. ＣＳＢとして確認を受けた後に、「特定標準化機関（ＣＳＢ）制度実施要領」に定める要件に係る内容に変更があった場合には、直近の申出書に変更内容を記載した書類を添付してください。また、ＣＳＢとして確認を受けて３年を経過した後に申出する場合には、改めて「ＣＳＢ要件等への適合性が確認できる書類」のすべてを郵送等で提出してください。

8. 用紙の大きさは、A列4番とします。